

「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」概要

- ◎ 庁内対策会議報告書は、教育委員会事務局検証委員会の報告書の内容を取り込んだものとなっています。
- ◎ 「Ⅰ 事実関係の把握」及び「Ⅱ 検証と考察」については、個人に関する情報に関わる内容のため、非公開または一部抜粋、要約した内容になっています。
- ◎ 「中間取りまとめ」から項目追加や一定の内容の充実を図った箇所は、下線付きで表記しておりますが、構成等に大きな変更はありません。

I 事実関係の把握 (P.2)

1 事件の概要

平成27年2月20日午前6時15分ごろ、川崎市港町の多摩川河川敷で、若い男性が草むらに倒れているのを通りがかった女性が発見し、付近の男性を通じて110番通報した。着衣や所持品はなく、すでに死亡していた。

2月21日に警察が身元を断定し、被害者は川崎市立中学校1年Aさん(13歳)と判明した。

その後、2月27日、容疑者として川崎市内在住の少年3人が逮捕され、3月19日の家庭裁判所送致、5月12日の検察官送致(逆送)を経て、同21日に横浜地方検察庁から起訴されるに至っている。

2 事件関係者の人物像・人間関係等及び事件発生までの経過

事件に関わる主要な関係者の経歴及び人間関係等の状況を明らかにしたうえで、事件発生までの経過について、外部有識者による多角的な分析を踏まえて、詳細な検証を行ったが、個人に関する情報に関わる内容については非公表とする。

II 検証と考察 (P.3~P.58のポイント)

教育的な視点のみならず、さまざまな観点から全庁的な対策を検討するため、学校をはじめとする教育委員会関係及び市関係部局それぞれにおいて、再発防止に向けた考え方等について具体的な検証と考察を行った。

1 教育委員会関係

次の5つの視点を中心に検証を進めた。

①児童生徒理解の検証

- ・学校は校内での情報の共有を心がけ、仲のよい生徒や近隣校からの情報収集に努め、保護者と連携を図りながら対応していたことは確認できた。
- ・Aさんの危機的状況に関する情報が手に入らなかったという背景要因があったとはいえ、共感的理解に基づきAさんの内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくことが必要だった。

②保護者・家庭・地域との連携の検証

- ・1月以降、学校はAさんの保護者と連携を図りながら対応していた。この経過については校内で連絡・情報共有が適宜行われ、学年職員の間でも共有されていた。
- ・保護者同士の連携の必要性は日頃から感じているが、保護者の価値観も多様化し、積極的に関わりをもつことに前向きではない家庭があることも事実で、そのような保護者をどのように地域活動に巻き込んでいくかという点に大きな課題がある。

③校内体制の検証

- ・Aさんと直接連絡がつかない、直接会って状況を把握することができないという状態が長く続いてしまった。その背景には、校内の体制として、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有、及び共感的理解に基づきそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかったということが影響しているものと考えられる。
- ・学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることで行動の背景を解釈し、その子にどのように関わればいいのか、また指導や関わり効果がどうか等を振り返る作業を、担任が一人で行うのではなく、当該生徒や保護者と関わりがもてる複数の教員でチームを組織し、協働で行う必要がある。

④学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携の検証

- ・長期欠席傾向にある児童生徒について、その状況を学校と区・教育担当が共有できる仕組みを整え、教育委員会がより積極的に学校の状況を把握し、適切な指導・助言を行いながら、関係局・区、関係機関との連携をより進めていけるような体制の見直しが必要である。

⑤生命尊重・人権尊重教育の検証

- ・日頃から培う児童生徒と教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人に被害のおそれがあるとき等は教職員をはじめとする身近な大人によく相談するということを繰り返し指導していくことが必要である。また、この取組を保護者、地域と連携を図り、工夫して進めていくことが求められる。

これらに加え、全市的な取組のその他の点検項目として、以下の内容について検証を行った。

○不登校対策

- ・小学校低学年における病欠を理由とする長期欠席傾向の児童が増加していること、また中学校においては、1年生の出現率が減少しているのに反して2年生から3年生への段階で増加している状況があり、その背景・原因を的確に分析しつつ、今までの不登校対策のあり方を見直していく必要がある。

○中学校の生徒指導体制の見直し

- ・特別支援の視点を強めたり、生徒指導担当教諭のコーディネート機能を高めたりするなど、社会状況の変化や子ども達の変化に柔軟に対応できるよう、生徒指導体制の見直しが求められる。

○情報モラル教育（SNS利用に関する実態調査を含む）

- ・SNS等の急速な普及とともに、子どもたちの交友関係が従来と違った広がりを見せ、大人からは見えづらくなっている。この現実に対し、実効的な指導に取り組んでいく必要がある。

る。

- ・実態調査の結果の分析を各学校と共有し、各学校が家庭と連携を強めながら実態に応じた指導・啓発が進められるように支援体制を整えていく。

○子どもの相談窓口の認知度及び活用度の実態調査

- ・実態調査の結果を受け、相談窓口の認知度をさらに高めていく取組を推進していく必要があるとともに、児童生徒及び各家庭に相談カードの大切さを伝え、いざという時に活用できるような指導がしっかりと行われるように各学校に周知を図っていく。

2 市関係部局

子どもの安全・安心に関わるさまざまな事業や取組等の概要を記述するとともに、何ができたのか、また何を強化すべきかという観点から、検証と考察を行った。

(1) 保健・福祉領域

- ・保健・福祉領域におけるさまざまな業務の中で、支援の必要な家庭を早期に把握し、適時適切に児童相談所等による必要な専門相談支援につなげるためには、組織としてのスキルの蓄積が必要である。
- ・実効的な支援を行うためには、関係機関等の連携が不可欠であり、要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組みを活用し、機能の充実強化を図るなど、連携強化に向けた対策を進める必要がある。

(2) 児童相談所

- ・専門的な知識及び技術を必要とする場合、区役所児童家庭課と情報の共有・連携を図り、協働した支援の充実に努めていくことが重要である。
- ・関係機関に対する丁寧な説明と顔の見える関係の構築に向けて具体的な対応が求められる。
- ・非行事例については、各警察署や県警少年相談・保護センター等との連携による対応を進めるとともに、必要に応じて少年法に規定される施設・機関の利用を想定した取組が求められる。

(3) 青少年健全育成事業

- ・こども文化センターの職員については、さまざまな来館者に適切に対応するためのスキルを身につけておかなければならない。
- ・子ども・若者が抱える問題がより複雑化・複合化している中で、成長段階に応じた切れ目のない支援を行う必要がある。

(4) 子どもの相談機関

- ・国や民間を含めると 20 を超える相談機関があるが、子ども・大人の両方に十分に活用されていない実態がある。
- ・子どもに対しては、よりアクセスしやすい相談体制を整えることが必要であり、大人に対しても相談窓口の効果的な周知や利用勧奨を進めることが重要である。

3 子どもの安全・安心な環境づくり

(1) 地域における活動主体及び各種団体との連携（中間取りまとめ及びアンケート結果等に基づき、各種団体等との意見交換を実施）

- ・ 支援が必要な子どもや親を地域が発見し、孤立させないためには、個人や個々の機関だけで対応するには限界があり、少しでも多くの眼差しが子どもや親に向けられることが必要である。
- ・ 各種団体の関係者と市の機関との連携が薄いことや、既存の会議等は開催頻度が少ないなど、情報交換の場としては十分に機能していないことが課題として浮かび上がっている。
- ・ 既存の情報共有の場が効果的なものとなるよう、気軽に意見を言い合えるような工夫をする必要がある。

(2) 地域の安全・安心まちづくり

- ・ 防犯灯については、より効果的かつ効率的な整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ 防犯カメラについては、犯罪の抑止や犯人の逮捕に役立つという点で効果が認められている一方で、プライバシーへの十分な配慮が求められている。

(3) 子どもの居場所づくり

- ・ 子どもにとって、安心して過ごせる場所をさまざまな形で提供できるまちづくりが望まれる。
- ・ 居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係をも指している。子どもの居場所にいる大人が居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要である。

4 検証と考察のまとめ

【総括】(P. 52～P. 58 のポイント)

子どもの安全・安心に関わる施策・事業や分野は多岐にわたっており、所管部署も異なるが、子ども自身が声を上げることは容易ではないため、職員一人ひとりが SOS を受信する感度を高め、情報を重ね合わせるなど、連携をより一層強化しなければならない。今回の事案では、関係部署が一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図れなかったことは、真摯に反省するところである。

また、未然防止の観点から、子どもにやさしいまちづくりを、地域とともに推進していく必要がある。全市で効果的な施策・事業を展開するために、今後は部局横断的な取組の推進が必要である。

Ⅲ 再発防止策に関して（P. 59～P. 71 のポイント）

このたび取りまとめた方向性を基本として、さらなる実効性のある取組とするために、今後も引き続き検討を行い、取組の強化を進めていく。

1 緊急対策として実施したもの

2 今後、取組の強化を進めるもの

（1）教育委員会の取組

- ・ 長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策
- ・ 情報モラル教育
- ・ 生命尊重・人権尊重教育
- ・ 家庭・地域の教育力を高めるための取組

（2）学校に求める取組

- ・ 相談機関等の有効な活用
- ・ 児童生徒指導体制の見直し
- ・ 保護者・地域との連携推進

（3）保健・福祉領域の取組

- ・ 保健・福祉と各機関の連携強化
- ・ 要対協の役割・機能の充実・強化

（4）児童相談所の取組

- ・ 児童相談所による専門的な支援の充実
- ・ 法務少年支援センターと連携した支援策の強化

（5）青少年健全育成事業における取組

- ・ （仮称）川崎市子ども・若者プランにおける取組
- ・ こども 110 番事業の推進

（6）子どもの相談機関における取組

- ・ 相談窓口の効果的な周知と機能の強化
- ・ 相談機関の連携の強化

（7）地域の安全・安心まちづくり

- ・ 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討
- ・ 効果的な防犯灯設置の推進
- ・ 防犯カメラ等の設置推進の検討

（8）子どもの居場所のあり方の検討

- ・ こども文化センター等のあり方の再構築の推進、職員のスキルアップ
- ・ 世代間交流の促進やさまざまな居場所の提供、子ども理解のための啓発への取組推進

（9）警察との連携の推進

- ・ 「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」の締結及び運用方法の検討
- ・ 児童相談所と各警察署や県警少年相談・保護センターとの連携強化

(10) 子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化

- ・ 地域の活動団体等との一層の連携や個別の機関間等における現場レベルでの連携強化の推進
- ・ 地域（家庭）や学校と福祉部門の連携推進に向けた区役所保健福祉センターの機能強化

3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置

- ・ 施策レベルでの一元的な連絡調整機能のこども本部への設置
- ・ 個別の実行計画（アクションプラン）を策定するなどした各施策・事業の進捗管理
- ・ 各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修の企画調整等